

次のとおり公共測量が実施され、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
三島市
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
令和2年4月28日から令和2年8月7日まで
- 4 作業地域
三島市谷田地内

=====

次のとおり公共測量が実施され、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
三島市
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図修正）
- 3 作業期間
令和2年9月18日から令和3年3月30日まで
- 4 作業地域
三島市全域

=====

次のとおり公共測量が実施され、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
三島市

- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
令和3年1月27日から令和3年3月25日まで
- 4 作業地域
三島市徳倉地内

=====

次のとおり公共測量が実施され、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
三島市
- 2 作業の種類
公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）
- 3 作業期間
令和2年10月7日から令和3年3月1日まで
- 4 作業地域
三島市全域

=====

次のとおり公共測量が実施され、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
湖西市
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
令和2年7月27日から令和2年8月31日まで
- 4 作業地域
湖西市新居町中之郷地内

=====

次のとおり公共測量が実施され、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
伊豆の国市
- 2 作業の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 3 作業期間
令和2年12月1日から令和3年2月26日まで
- 4 作業地域
伊豆の国市全域

=====

次のとおり公共測量が実施され、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
御前崎市
- 2 作業の種類
公共測量（1級基準点測量）
- 3 作業期間
令和2年12月1日から令和3年1月13日まで
- 4 作業地域
御前崎市塩原新田地内

=====

次のとおり公共測量が実施され、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
磐田市
- 2 作業の種類
公共測量（道路台帳補正）
- 3 作業期間
令和2年10月15日から令和3年3月31日まで
- 4 作業地域
磐田市の一部

=====

次のとおり公共測量が実施され、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
函南町
- 2 作業の種類
公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）
- 3 作業期間
令和2年10月7日から令和3年3月1日まで
- 4 作業地域
函南町全域

=====

次のとおり公共測量が実施され、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
富士宮市
- 2 作業の種類
公共測量（撮影・写真地図作成）
- 3 作業期間

令和元年9月30日から令和2年3月31日まで

4 作業地域

富士宮市の一部